

大地震など災害時にご自身で避難することが困難な方へ

## 「避難行動要支援者名簿の登録」および 「個別避難計画作成」のご案内

近年、日本各地において地震や風水害などの自然災害が、毎年のように発生しております。災害から命を守るためには、まずは、日頃から一人ひとりが防災に対する意識を高め、平常時から備えておく必要があります。

市では、大地震などの災害時に自力で避難することが難しい方に、あらかじめ「避難行動要支援者名簿」の登録と、「個別避難計画」を作成いただき、災害時にこの名簿と計画を活用して避難支援が円滑に行えるよう、ご案内を行っております。

### 「避難行動要支援者名簿」とは？

「避難行動要支援者名簿」とは、大地震などの災害が起こったときに自力で避難することが難しく支援を必要とする方が、あらかじめ名簿に登録しておくものです。

名簿の登録に同意されますと、お住まいの区・自治会、民生委員児童委員、自主防災組織のほか、社会福祉協議会、警察署、消防署など避難支援等関係者に提供をさせていただきます。

災害時にはこの名簿を活用し、地域において安否確認や避難支援などを行います。

#### ◆「避難行動要支援者名簿」の対象者

次のいずれかにあてはまる人が対象です。（施設入所、長期入院を除く）

- ・ 65歳以上のひとり暮らしの人
- ・ 要介護認定3・4・5を受けている人
- ・ 身体障害者手帳1・2級(総合判定)を所有する人(視覚、聴覚、肢体不自由)
- ・ 療育手帳A・A1・A2を所有する人
- ・ 精神障害者保健手帳1・2級を所有する人で単身世帯の人
- ・ 上記以外で市及び自治会等が支援を必要と認めた人および自ら避難することが困難で登録を望む人

市では、毎年1月頃に、上記の新たに登録対象となった方に登録のご案内を行っております。



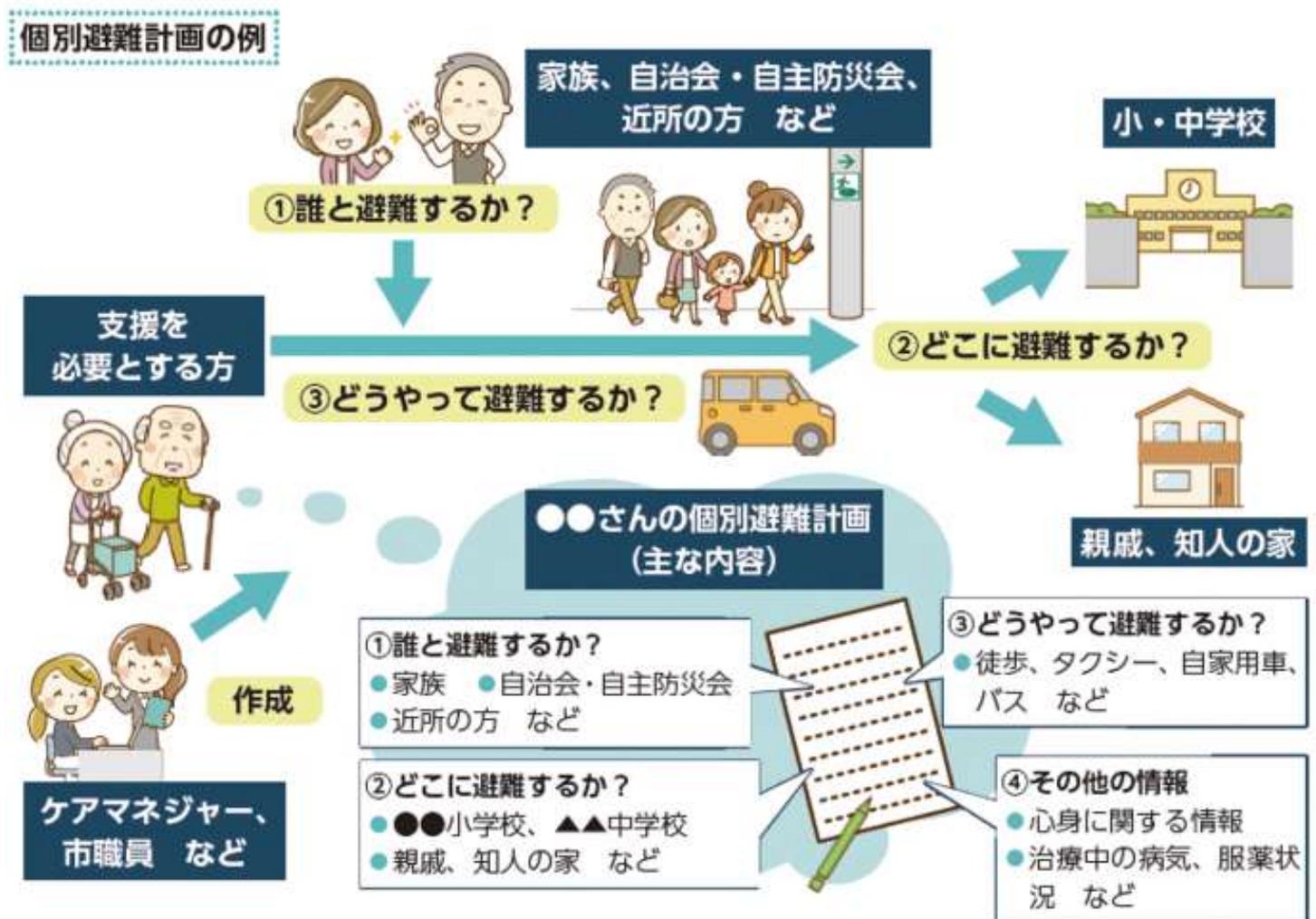
## 「個別避難計画」とは？

個別避難計画は、高齢者や障がい者など災害時に自力で避難することが困難な方について、「誰が支援するか」、「どこに避難するか」、「避難するときどのような配慮が必要か」など、一人ひとりの状況に合わせた避難の方法をあらかじめ作成しておく計画です。

この計画を作成するには、「避難行動要支援者名簿」に登録をしていただき、地域の支援者へ情報提供することに同意いただくことで、災害時の安否確認や避難支援に活用されます。

計画を作成する際には、担当のケアマネージャーや相談支援専門員の協力を得ることもできますので、詳しくは市にお問合せください。

## 個別避難計画の流れ



### 問い合わせ先

海津市海津町高須515番地

海津市 健康福祉部 社会福祉課 電話 0584-53-1139

高齢介護課 電話 0584-53-1145